

佐賀県告示第 156 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 7 年度木材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和 7 年 7 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録 番号	登 録 年月日	住所又は所在地		氏名又は名称	代表者氏名
佐木小 第 2 号	令和 7 年 6 月 30 日	変更前	小城市三日月町久米2111番地 8	株式会社中島工務店	代表取締役 中島 信哉
		変更後	小城市三日月町久米2100番地 1	〃	〃
佐木小 第 4 号	令和 7 年 6 月 30 日	変更前	小城市三日月町樋口915番地	株式会社イケモク	代表取締役 池田 龍史
		変更後	小城市三日月町樋口734番地 1	〃	〃